

請求日 年 月 日

施設等利用費請求書

【令和 年 月分請求用】

ひたちなか市長 殿

【請求にあたっての同意事項】

- ・申請者と認定子どもが、ひたちなか市内に居住していることをひたちなか市が住民基本台帳で確認すること。
- ・実際に利用していることをひたちなか市が対象施設に確認すること。
- ・利用料の支払い状況をひたちなか市が対象施設に確認すること。
- ・課税状況をひたちなか市が確認すること。
- ・施設等利用給付認定の有効期間外の期間の利用料に係る請求は無効であること。

以上のことに同意し、施設等利用費の給付について下記のとおり請求しますので、事前に指定した振込先口座に振り込んでください。また、請求にあたって添付が必要となる利用料の証拠書類及び特定子ども・子育て支援提供証明書をひたちなか市が対象施設から取得することについて委任します。

1. 認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日
氏名	Ⓜ			年 月 日
現住所	(〒)	旧住所 ※	(〒)	

※請求月の月途中で転入した場合には、転入前の住所も記入してください。

2. 認定子ども（認定子どもごとに請求してください）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		認定番号	

3. 利用した施設・事業ごとの利用料及び請求額

施設・事業名	月額合計利用料	月額上限額	請求額 (月額上限額の範囲内)
認可外保育施設 (施設名)	円	/	/
一時預かり事業 (施設名)	円		
病児保育事業 (施設名)	円		
ファミリー・サポート・センター事業	円		
合計	円	※ 円	円

※月額上限額は、年度の初日において満3歳以上の場合は月額37,000円、満3歳未満の場合は月額42,000円です。

※月途中で認定期間が終了又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000（42,000）円×転出日までの日数÷その月の日数（円未満切捨）
- ・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000（42,000）円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数（円未満切捨）

記入例

請求日 **令和6** 年 **5** 月 **10** 日

施設等利用費請求書

【令和 **6** 年 **4** 月分請求用】

ひたちなか市長 殿

【請求にあたっての同意事項】

- ・申請者と認定子どもが、ひたちなか市内に居住していることをひたちなか市が確認すること。
- ・実際に利用していることをひたちなか市が対象施設に確認すること。
- ・利用料の支払い状況をひたちなか市が対象施設に確認すること。
- ・課税状況をひたちなか市が確認すること。
- ・施設等利用給付認定の有効期間外の期間の利用料に係る請求は無効であること。

請求する利用月分の年月を記入してください。

以上のことに同意し、施設等利用費の給付について下記のとおり請求しますので、事前に指定した振込先口座に振り込んでください。また、請求にあたって添付が必要となる利用料の証拠書類及び特定子ども・子育て支援提供証明書をひたちなか市が対象施設から取得することについて委任します。

シャチハタは不可。

1. 認定保護者（請求者）

フリガナ	ヒタチナカ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	
氏名	ひたちなか 太郎	(印)		昭和 60 年 10 月 1 日	
現住所	(〒 312-0052) ひたちなか市東石川〇-〇	旧住所※	(〒)		

※請求月の月途中で転入した場合には、転入前の住所も記入してください。

訂正がある場合は、二重線で見え消しの上、請求印で押印してください。

2. 認定子ども（認定子どもごとに請求してください）

フリガナ	ヒタチナカ コキア	生年月日	(印) 2019 2018 年 4 月 30 日
氏名	ひたちなか こきあ	認定番号	XXXXXXXXXXXX

3. 請求額

請求額できる利用料は、「保育料」のみとなります。給食費や教材費等は請求の対象外です。

認定通知書に記載のある10桁の「認定番号」を記入してください。

施設名	合計利用料	月額上限額	請求額 (月額上限額の範囲内)
認可外保育施設 (〇〇保育園)	35,000 円		請求額は月額限度額37,000(42,000)円と月額合計利用料の少ない方の金額となります。
一時預かり事業 ()	円		
病児保育事業 (〇〇保育園)	6,000 円		
ファミリー・サポート・センター事業	円		
合計	41,000 円	※ 円	

※月額上限額は、年度の初日において満3歳以上の場合は月額37,000円、満3歳未満の場合は月額42,000円です。

※月途中で認定期間が終了又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数(円未満切捨)
- ・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数(円未満切捨)